

特定不妊治療費の制限の廃止を求める意見書

特定不妊治療は、国及び県の助成金事業の対象であったところ、令和4年4月より、保険適用となり、保険適用が受けられる範囲では、利用者負担の軽減につながっている。

しかし、特定不妊治療の適用範囲については概ね助成事業の対象範囲を継承しており、現状を十分に反映しない制度となっている。

まず、助成金事業における年齢制限では、女性の年齢と出産のリスクについて周知されているが、加齢によるリスクは個別に検討されるべきで、一律に線引きすべきものではない。医療保険制度の下では、医療の内容は、十分な説明のもと、医師の判断と本人の意思により決定されるべきものである。

また、社会情勢において、国内の出生数は継続して減少状況にあり、近年その傾向が顕著になっている。一方、特定不妊治療による出生数は増加を続けており、全体の1割に迫る勢いとなっている。今後の出生数増加を図るには、特定不妊治療をより積極的に利用していく必要があるということは、少子高齢化、晩婚化の影響を強く受ける地方自治体として、強く感じるところである。

よって、以下のことについて取組まれるよう、要望する。

記

1. 特定不妊治療に要した費用を年齢制限・回数制限なく助成すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月28日

兵庫県南あわじ市議会議長 長 船 吉 博

意見書提出先

内閣総理大臣 岸田文雄様
〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

厚生労働大臣 武見敬三様
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2